



平成 20 年 12 月 25 日

各 位

株式会社 ニチリョク
代表取締役社長 寺 村 久 義
(JASDAQ : 7 5 7 8)

問 合 せ 先 常務取締役兼常務執行役員 矢田 欣也
(TEL. 03-3396-3052)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ

(会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、平成 20 年 12 月 25 日開催の取締役会決議において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 300,000 株 (上限)
【発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 2.21%】 |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 100,000,000 円 |
| (4) 自己株式取得の日程 | 平成 21 年 1 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで |

(ご参考) 平成 20 年 12 月 25 日時点の自己株式の保有

発行済株式総数 (自己株式を除く)	13,548,348 株
自己株式数	192,666 株

以上